政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十九号を第四十一号とし、第三十八号を第四十号とし、第三十七号を第三十九号とし、同項第三十六号中「前号」を「第三十五号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十五号の次に次の二号を加える。

三十六　次に掲げる者の監督に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

イ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ロ　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

ハ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ニ　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等

ホ　前払式支払手段発行者

ヘ　資金移動業を営む者

ト　暗号資産交換業を行う者

チ　認定資金決済事業者協会

リ　金融サービス仲介業を行う者

ヌ　認定金融サービス仲介業協会

三十七　電子記録債権の電子記録に関すること（第三十五号に掲げるものを除く。）。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「サまで」を「オまで」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　前項第三十六号イからヌまでに掲げる者

第三条第三項中「及び第三十六号」を「、第三十六号（リ及びヌに係る部分に限る。）及び第三十八号」に改める。

第五条第一項第一号ニ中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」及び「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同号ト及びチを削り、同号リ中「第二十一条第一項第十号」を「第二十一条第一項第八号」に改め、同号中リをトとし、ヌをチとし、ルからラまでをリからネまでとし、同号ム中「第二十条第一項第一号チ」を「第二十条第一項第一号ヘ」に改め、同号中ムをナとし、ウをラとし、ヰ及びノを削り、同号オ中「第十九条第一項第六号ハ」を「第二十三条第一項第一号リ」に改め、同号中オをムとし、クをウとし、ヤをヰとし、マからフまでを削り、コをノとし、エを削り、同号テ中「第十九条第一項第六号ヌ」を「第十九条第一項第六号ロ」に改め、同号中テをオとし、ア及びサを削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「ヨまで、ウからノまで及びクからテまで」を「ワまで、ラ及びウからオまで」に、「、第八号及び第十号」を「及び第九号」に、「同項第一号タからナまで、ム、オ、ア及びサ」を「同項第一号カからツまで、ナ及びム」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に、「同項第一号ラ」を「同項第一号ネ」に、「同項第十一号」を「同項第十号」に改める。

第十二条第六号中「第二号から第四号までに規定する検査（以下この号及び次条において「検査」という」を「監督事務（総合政策局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この号において同じ」に、「及び検査に関する事務」を「並びに監督事務」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「第三十七号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三　第三条第一項第三十六号イからヌまでに掲げる者の監督に関すること（前号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

四　商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。

五　電子記録債権の電子記録に関すること（第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

第十二条に次の二号を加える。

十　総合政策局の所掌事務（第三条第一項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務に限る。次号において同じ。）に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。

十一　総合政策局の所掌事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第十二条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、第三条第一項第三十六号リ及びヌに掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものとする。

第十三条中「の実施」を「（第三条第一項第三十五号、第三十八号及び第三十九号に規定する検査並びに同項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務において実施する検査をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、検査に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第十五条第一項第二十四号中「（昭和五十八年政令第百八十一号）」を削る。

第十九条第一項第五号中「訓練及び」を「訓練並びに」に改め、同項第六号中イからニまでを削り、ホをイとし、へからリまでを削り、ヌをロとし、ルからヨまでをハからトまでとし、タ及びレを削り、同項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項第六号イからトまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第七号に掲げる事務については、総合政策局の所掌に属するものを除くものとする。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号カ」を「前条第一項第六号ヘ」に改め、同号中ホ及びへを削り、トをホとし、チをへとする。

第二十一条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。